

## 自立支援日常生活用具給付事業実施要綱

(目的)

第1条 この事業は、介護保険要介護認定非該当の高齢者の自立生活を支援するため、日常生活用具等（以下「用具等」という。）を給付することにより日常生活の便宜を図り、その福祉の増進を図ることを目的とする。

(対象者)

第2条 この事業の対象者は、大島町に住所を有する65歳以上の単身世帯、高齢者のみの世帯及びこれに準ずる世帯の属する高齢者であつて、日常生活上の援助が必要なものとする。

ただし、介護保険法における介護認定非該当者とする。

(福祉用具の種目)

第3条 給付する福祉用具は、入浴や排泄のために用いる貸与になじまない福祉用具で、種目は次の各号のいずれかに該当するものとする。

(1) 腰掛便座で次のいずれかに該当するものに限る。

ア 和式便器の上に置いて腰掛式に変換するもの

イ 洋式便器の上に置いて高さを補うもの

ウ 電動式又はスプリング式で便座から立ち上がる際に補助できる機能を有しているもの

エ 便座、バケツ等からなり、移動可能である便器（居室において利用可能であるものに限る。）

(2) 座位の保持、浴槽への出入り等の入浴に際しての補助を目的とする用具であつて次のいずれかに該当するものに限る。

ア 入浴用いす（座面の高さが35cm以上のもの又はリクライニング機能を有するものに限る。）

イ 浴槽用手すり（浴槽の縁を挟み込んで固定することができるものに限る。）

ウ 浴槽内いす（浴槽内に置いて利用することができるものに限る。）

エ 入浴台（浴槽の縁にかけて浴槽への出入りを容易にすることができるものに限る。）

オ 浴室内すのこ（浴室内に置いて浴室の床の段差の解消を図ることができるものに限る。）

カ 浴槽内すのこ（浴槽の中に置いて浴槽の底面の高さを補うものに限る。）

キ 入浴用介助ベルト（身体に直接巻きつけて使用するもので浴槽への出入り等を容易に介助できるものに限る。）

(3) 空気式又は折りたたみ式等で容易に移動できる簡易浴槽で、取水又は排水のために工事を伴わないもの

(4) その他介護保険法令等の福祉用具貸与種目のうち、町長が特に必要と認めるもの

（給付の決定等）

第4条 給付を受けようとする者は、「自立支援日常生活用具給付申請書」（様式1）と購入時の領収証を町長に提出するものとする。町長は、給付が適当と認めたときは「自立支援日常生活用具給付決定通知書」（様式2）により、また給付を却下するときは「自立支援日常生活用具給付却下通知書」（様式3）により通知するものとする。

（費用負担）

第5条 給付対象者は、介護保険の対象サービスの利用料との均衡を考慮し、介護保険法の負担割合に準ずる。利用者が生活保護世帯に属する者である場合には、利用料の一部あるいは全部を減免することができる。

（限度額管理）

第6条 購入日の属する年度で限度額管理を行い、支給限度基準額は10万円とする。支給限度額管理期間内に、同一の種目の用具等を既に購入し、給付を受けている場合は、当該種目に係る給付は支給しない。ただし、次の各号のうち町長が必要と認めるときは同一種目であっても給付を受けることができる。

(1) 既に購入した用具等が破損した場合

(2) その他特別の事情がある場合

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。